

一般財団法人倉敷市体育協会共催及び後援名義使用の承認内規

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人倉敷市体育協会（以下「本会」という。）の共催及び後援（以下「共催等」という。）の名義使用の承認に関わる事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(団体の範囲)

第2条 本会の共催等は、事業の主催者が次の各号のいずれかに該当するものについて行うことができる。

- (1) 国、県、市町村その他公共的団体又は公益性のある法人
- (2) スポーツに関する事業を行うことを主たる目的とし、おおむね次の条件を備えている法人その他の団体
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 企業又は営利団体

(共催)

第3条 本会は、前条に規定する法人その他の団体（以下「団体」という。）が行うスポーツに関する事業で、次の各号に該当するものについて共催することができる。

- (1) 本会が主催者の一員として、企画又は運営に参加することが適当と認められるもの。
 - (2) 国等が主催等する事業のうち、本会の運営上賛同の意を表明する事業
- 2 前項に定める事業に準ずるもので、本会が特に必要であると認める事業についても共催することができる。

(後援)

第4条 本会は、団体が行うスポーツに関する事業で、次の各号に該当する場合は、その事業に対して後援することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が、事業の参加者の活動意欲の向上発展に寄与することができるものであること
 - (2) 広く市民を対象とする事業であること
 - (3) 入場料、観覧料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であること
 - (4) 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りではない
- 2 前項に定める事業に準ずるもので、本会が特に必要であると認める事業についても後援することができる。

(共催等を行わない事業)

第5条 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
- (2) 専ら営利を目的とした事業
- (3) 特定の思想・史観・立場にくみすると捉えられる恐れのある事業
- (4) 公序良俗に反する事業、又は社会的な悪影響を与える恐れのある事業

- (5) その他、共催等を行うことが不相当と認められる事業
- 2 共催等の事業の実施について、申請と異なる内容が判明したとき、関係法令に違反したとき、第8条第2項の指示若しくは条件に違反したとき、又は第8条第3項の名義の使用に違反したときは、共催等の名義使用承認を取消すことができるとともに、以後、共催等を行わないことができる。
 - 3 前項の規定による承認取消しにより、申請者に損害が生じる場合において、本会は賠償の責を負わないものとする。

(名義使用の条件)

第6条 名義使用の承認に当たっては、次の条件を付する。

- (1) 名義の名称は、一般財団法人倉敷市体育協会とする。
- (2) 行事等の内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- (3) 行事等の実施に関し、本会が経費及び一切の責任を負わないこと。
- (4) 行事開催中に発生した事故等については、本会は一切責任を負わないこと。

(申請の手続き)

第7条 共催等の名義を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として事業を実施しようとする日の30日前までに共催等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付し、本会に提出するものとする。

- (1) 申請事業にかかわる実施要項及び経費の収支予算書
 - (2) その他申請事業実施にかかわる資料
- 2 前項の規定にかかわらず、本会が共催等の申請にかかわる資料を既に保有しているとき又は第2条から第4条までの規定に該当し、共催等の名義使用の承認が明らかなきときその他本会が認めたとき、前項に規定する資料の全部又は一部の添付書類を省略させることができる。

(承認通知)

- 第8条 本会は、第7条の規定による申請書の提出があった場合において、その使用を承認するときは共催等名義使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 2 本会は、使用承認通知書の交付にあたり、必要な指示又は条件を付することができる。
 - 3 申請者は、第1項の使用承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にも本会の名義を記載することができない。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りでない。

(事業報告)

第9条 申請者は、前条の規定による承認を受けて実施した事業が終了したときは、事業終了後30日以内に事業報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。